**平成２３年（フ）第３２２号**
函館市川原町１番23号
債務者　尾部　勝彦
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３５８号**
函館市富岡町２丁目18番９号レオパレスＧｌａｄｎｅｓｓ　Ｉ―209、住民票上の住所函館市亀田本町50番16号
債務者　西舘　　亮
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第３４号**
岩手県久慈市門前第３地割23番地　ガーデンタウンおおはし105号
債務者　小右衛門由美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２３年（フ）第１１７７号**
埼玉県上尾市大字瓦葺1347番地11
債務者　菅澤　　鉱
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１９８号**
埼玉県和光市西大和団地３番７号108
債務者　杉本　君子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２２２号**
さいたま市見沼区東大宮２丁目８番地11　リヴェール201号
債務者　浦川　時美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３０２号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―７―301
債務者　柿沼　　崇（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３８８号**
さいたま市中央区本町東４丁目８番７号　ＮＫハイム201号
債務者　浅倉　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４６７号**
埼玉県川口市大字小谷場444番地の１　ウインドゲージ102号、旧住所さいたま市南区太田窪４丁目15番19号　大熊荘202
債務者　昼間　梨沙（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５８４号**
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目17番104号
債務者　伊藤　幸隆
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第６０５号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保836番地
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第６０６号**
埼玉県入間市東町７丁目14番地１　ウッディ・ハイツＢ102
債務者　一ノ瀬清孝
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第５３１号**
埼玉県富士見市鶴馬１丁目17番28―302号
債務者　濱野　一美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第５３４号**
埼玉県入間郡越生町大字西和田194番地４
債務者　岩下　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第５５９号**
埼玉県所沢市和ケ原１丁目224番地の16　グリーンハイツ102
債務者　横山　　香
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第５８２号**
埼玉県坂戸市千代田３丁目11番７―403号　若葉昭和ビル
債務者　福岡　榮藏
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第６２０号**
埼玉県ふじみ野市大井中央４丁目６番25号
債務者　時吉　景子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部